

誓 約 書

株式会社オートバックスセブン 御中

住 所

氏 名

Ⓜ

電話番号

AUTOBACS AIR BASE（以下、「エアーベース」という）を利用するにあたり、下記事項及び「AUTOBACS AIR BASE」利用規約を遵守することを誓約します。

記

- 1 航空法、電波法及びその他関連する各種法令、その他ガイドラインを含む各種規定を遵守し、エアーベースを利用します。
- 2 エアーベースは、航空法第2条第22項に定められている無人航空機であるマルチコプター（以下、「ドローン」という）を飛行させるためにのみ利用するものとし、その他の目的では利用しません。
- 3 次の各号にしたがってドローンを飛行させます。
 - ・飛行可能エリア内のみで飛行させるものとし、飛行可能エリア外では飛行致しません。また、飛行可能エリアの上空であっても地表から150m以上の高さの空域では飛行致しません。
 - ・天候状況により貴社が飛行の継続に危険が伴うと判断した場合は、飛行を中止します。
 - ・エアーベースは、ドローンを飛行させるために利用するものとし、ドローン以外の機体（ラジコン機、農薬散布用ヘリコプターを含むがこれに限られない）を利用する際は事前に貴社の承諾を得ます。
 - ・飛行前にドローンの点検・整備を行います。
 - ・ドローンにより空撮する際は、肖像権・プライバシー権の侵害が生じないように配慮します。
 - ・ドローンにより空撮した映像等をインターネット上で公開する場合には、「「ドローン」による撮影映像等のインターネット上での取扱いに係るガイドライン」（平成27年9月総務省）に従い取り扱うものとします。
 - ・「無人航空機（ドローン、ラジコン機等）安全な飛行のためのガイドライン」（国土交通省）を遵守します。
 - ・電波法及び関連法令に定められた技術基準に適合するドローン（技術基準適合証明等のマークが付いたドローン）を使用します。
- 4 貴社からの指示に従いエアーベースを利用するものします。また、貴社からエアーベースからの退場を命ぜられた場合、速やかにその指示に従います。
- 5 エアーベース利用中に墜落等の事故を起こした場合は、直ちに貴社に報告します。
- 6 エアーベース利用中に被った盗難、破損事故及び人身事故等による一切の損害について、その原因の如何を問わず、貴社に一切の責任を追及しません。
- 7 エアーベース及び備品を毀損・紛失、その他の事由により貴社に損害を与えた場合、その一切の損害を賠償します。
- 8 第三者に損害を与えた場合、その一切の損害を賠償し、貴社に迷惑をかけません。
- 9 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体等の所謂反社会的勢力に該当し、あるいはこれと関係を持つ者ではありません。

以上